

宇都宮市若年夫婦，子育て世帯及び新卒採用者等家賃補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市の交付する若年夫婦，子育て世帯及び新卒採用者等家賃補助金（以下「補助金」という。）については，宇都宮市補助金等交付規則（昭和41年規則第22号）に定めるもののほか，この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は，市の拠点区域の民間賃貸住宅に入居した若年夫婦，子育て世帯，新卒採用者又は結婚を希望する女性に対し，予算の範囲内において，家賃の一部を補助することにより，拠点の形成及び定住人口の増加の促進並びに少子高齢化への対応を図り，もってNCCの形成に寄与することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱における用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 居住誘導区域 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号。以下「法」という。）第81条第2項第2号の規定に基づき市の立地適正化計画に設定する区域をいう。
- (2) 都市機能誘導区域 法第81条第2項第3号の規定に基づき市の立地適正化計画に設定する区域をいう。
- (3) 高次都市機能誘導区域 高次都市機能誘導区域として市の立地適正化計画に設定する区域をいう。
- (4) 市外転入者 直近の転入日（市に住民登録した日をいう。以下同じ。）からさかのぼり2年以上市外に居住し，かつ，補助金の申請の日（以下「申請日」という。）において当該転入日から1年未満の者をいう。
- (5) 市内転居者 前号に該当しない者をいう。
- (6) 民間賃貸住宅 建物の所有者と居住者との間で賃貸借契約が締結された自己の居住の用に供する住宅（市営住宅，県営住宅，サービス付き高齢者向け住宅又は事業主等から貸与されたものを除く。）をいう。
- (7) 若年夫婦 婚姻届が受理された夫婦で，申請日の属する年度の末日において，夫婦のいずれもが満40歳未満であり，かつ，夫婦のいずれかが市外転入者であるものをいう。
- (8) 子育て世帯 満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子（以下「高校3年生相当までの子」という。）がいる世帯であり，かつ，世帯に属する者のいずれかが市外転入者であるものをいう。
- (9) 新婚夫婦 申請日において，若年夫婦で，婚姻届が受理された日から1年未満のものをいう。

(10) 結婚を希望する女性 市で結婚を希望する女性で、とちぎ結婚支援センターに登録する等により結婚活動を行うものをいう。

(11) 新卒採用者 申請日の属する年度の末日において、大学、短期大学、専門学校、高等専門学校、高等学校、中学校その他学校教育法（昭和22年法律第26号）で定める学校又は大学校を卒業見込み又は卒業後3年以内の者で、労働者、法人の役員又は個人事業者として市内の事業所に就労する満29歳以下のものをいう。

(12) 所得 市区町村から交付される所得を証明する証明書に記載された所得の額をいう。

（補助対象住宅）

第4条 補助金の交付の対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、所在地の全部又は一部が高次都市機能誘導区域、都市機能誘導区域又は居住誘導区域（以下これらを「補助対象区域」という。）のいずれかに含まれている民間賃貸住宅とする。

（補助対象者）

第5条 補助金の交付の対象となる者は、申請日において次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

- (1) 若年夫婦、子育て世帯、新卒採用者又は結婚を希望する女性であって、かつ、補助対象住宅の賃貸借契約の貸借人であること。
- (2) 世帯に属する者のいずれもが、補助対象住宅の所在地に住民登録していること。
- (3) 世帯に属する者のいずれもが、申請日において、市内に持家としての住宅を所有していないこと。
- (4) 新卒採用者又は結婚を希望する女性にあつては、世帯に属する者のいずれもが、補助対象住宅の所在地に住民登録した日からさかのぼり1年以内に、補助対象区域に居住していないこと。
- (5) 世帯に属する者のすべての前年（1月から6月までの申請にあつては前々年）の所得の額の合計が516万円（世帯に属する者が2人以上の場合には、世帯に属する者の数から1を控除して得た数に38万円を乗じた額を516万円に加えた額）以下であること。
- (6) 世帯に属する者のいずれもが、市税の滞納がないこと。
- (7) 自治会に加入していること。
- (8) 世帯に属する者のいずれもが、宇都宮市暴力団排除条例（平成23年宇都宮市条例第37号）第2条第4号に規定する暴力団員等及び同条第5号に規定する密接関係者でないこと。
- (9) 世帯に属する者のいずれもが、過去にこの要綱及び廃止前の宇都宮市若年夫婦子育て世帯家賃補助制度による補助金の交付を受けていないこと。
- (10) 世帯に属する者のいずれもが、補助対象住宅の家賃に関し、この要綱及び別に定める他の制度による補助金等を同時に受けていないこと。

(補助金の額の算出)

第6条 補助金の額は、世帯に属する者のいずれかが市外転入者である場合又は世帯に属する者のいずれかが市内転居者である場合に依り、別表第1に掲げる項目のうち該当するものに係る補助金の額を合計した額とする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象住宅の所在地に住民登録した日（新婚夫婦の場合には、当該住民登録した日又は婚姻届が受理された日のいずれか遅い日）から3か月を経過し6か月以内の間に、補助金交付申請書兼請求書及び別表第2に掲げる書類又はこれらの写しを市長に提出しなければならない。ただし、市長が公簿等により必要な情報を確認できる場合には、該当するものの提出を省略することができる。

(交付の決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の交付の決定をするときは、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 交付の決定の日から1年以内に転居しないこと。ただし、やむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。

(2) その他必要と認めるもの

3 前項第1号ただし書きのやむを得ない事情が生じたときは、当該申請者は、異動事項届出書又はその写しを市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 補助金の確定額が前条の交付決定額と相違ない場合には、補助金交付決定通知書を補助金確定通知書とみなす。

(交付の請求)

第10条 第8条の交付の決定を受けた者は、第7条に規定する補助金交付申請書兼請求書又はその写しの提出をもって交付決定日において補助金の請求を行ったものとする。

2 市長は、前項の請求を行った者に対し、補助金を交付するものとする。

(様式)

第11条 この要綱に規定する申請書等の様式は、別に定める。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

制定文（平成30年4月1日告示第151号）

平成30年4月1日から適用する。

改正文（平成31年4月1日告示第123号）

平成31年4月1日から適用する。

改正文（令和元年8月28日告示第301-3号）

令和元年8月28日から適用する。

改正文（令和3年4月1日告示第134号）

令和3年4月1日から適用する。

改正文

令和5年4月1日から適用する。

改正文（令和6年3月19日告示第76号）

令和6年4月1日から適用する。

別表第1（第6条関係）

区分	項目	世帯に属する者のいずれかが市外転入者である場合の補助金の額	世帯に属する者のいずれもが市内転居者である場合の補助金の額
基本項目	補助対象住宅への入居	4万円	2万円
加算項目1	高次都市機能誘導区域への入居	2万円を加算	2万円を加算
	前住所が東京圏	2万円を加算	
加算項目2	(1) 近居 (2) 子育て支援施設近くでの居住 (3) 二地域居住 (4) 新婚夫婦 (5) 勤務者 (6) 市内勤務 (7) テレワーク勤務	1項目（勤務者については1人）につき1万円を加算（上限4万円。ただし、単身女性の場合には、1項目以上該当で4万円を加算）	1項目（勤務者については1人）につき1万円を加算（上限2万円。ただし、単身女性の場合には、1項目以上該当で2万円を加算）
	高校生3年生相当までの子の同居	高校3年生相当までの子1人につき1万円を加算（上限なし）	高校3年生相当までの子1人につき1万円を加算（上限なし）

備考

- 1 東京圏 東京都，神奈川県，埼玉県又は千葉県をいう。
- 2 近居 世帯に属する者のいずれかの直系尊属が，補助対象者と同一の又は隣接する小学校区内に別に居住していることをいう。
- 3 子育て支援施設近くでの居住 子育て世帯の未就学児が通う保育園，幼稚園，託児所等が，補助対象者と同一の又は隣接する小学校区内にあることをいう。
- 4 二地域居住 世帯に属する者のいずれかが，市外に，自ら居住するための住宅を所有し，又は民間賃貸住宅を借り受けていることをいう。
- 5 市内勤務 世帯に属する者のいずれかが，労働者，法人の役員又は個人事業者であって，市内の事業所に勤務するもの（労働者の場合には，予定を含む。）をいう。
- 6 テレワーク勤務 世帯に属する者のいずれかが，市外の事業所に勤務する労働者，法人の役員又は個人事業者であって，情報通信機器を利用して在宅勤務することができる勤務形態であることをいう。

別表第2（第7条関係）

添付書類の種類		備考
1	補助対象住宅の借借人であることを確認できる賃貸借契約書	
2	世帯に属する者のすべての住民票の写し	市が行う個人情報の調査に同意する場合には不要
3	世帯に属する者のすべての所得を証明する市区町村が発行する課税証明書，所得証明書等の書類	市が行う個人情報の調査に同意する場合には不要（市外に関するものは同意に関わらず必要）
4	世帯に属する者のすべての市税完納証明書	前項の書類により非課税又は無所得であることを確認できる場合又は市が行う個人情報の調査に同意する場合には不要
5	自治会に加入していることを確認できる次のいずれかの書類 (1) 別に定める自治会加入証明書に自治会長の押印をしたもの (2) 自治会費の領収書	

6	新卒採用者であることを確認できる卒業証明書、卒業見込証明書等の書類	補助対象者が新卒採用者である場合に限る。
7	結婚活動をしていることを確認できるとちぎ結婚支援センター登録証、結婚相談所登録証、婚活パーティー参加証等の書類	補助対象者が結婚を希望する女性である場合に限る。
8	近居の者が世帯に属する者のいずれかの直系尊属であることを確認できる戸籍証明書及び当該近居の者の住民票の写し	(1) 近居の加算項目を申請する場合に限る。 (2) 住民票の写しについては、市が行う個人情報調査に同意する場合には不要
9	未就学児が保育園、幼稚園、託児所等に通っていることを証明する書類	子育て支援施設近くでの居住の加算項目を申請する場合に限る。
10	市外に自己の居住の用に供する住宅を所有し、又は賃貸借契約により借り受けていることを確認できる次のいずれかの書類 (1) 所有については、履歴事項全部証明書又は現在事項証明書 (2) 借受については、賃貸借契約書及び直近の家賃の支払いを確認できる書類	二地域居住の加算項目を申請する場合に限る。
11	夫婦の記載のある戸籍証明書又は婚姻届受理証明書	新婚世帯の加算項目を申請する場合に限る。
12	市内又は市外の事業所に勤務していることを確認できる次のいずれかの書類 (1) 別に定める勤務証明書又は勤務予定証明書に事業所の責任者が押印したもの (2) 直近の確定申告書又は開業届 (3) (1)及び(2)に掲げる書類に類するもの	補助対象者が新卒採用者である場合又は勤務者若しくは市内勤務の加算項目を申請する場合に限る。
13	別に定めるテレワーク勤務証明書に市外の事業所の責任者が押印したもの	テレワーク勤務の加算項目を申請する場合に限る。
14	母子手帳	(1) 高校生3年生相当以下の子の同居の加算を申請する場合で胎児がいるときに限る。

		(2) 発行年月日及び経過を確認できるページに限る。
15	その他市長が必要と認める書類	

注 この表に掲げる証明書については、いずれも発行、証明等の日から3か月以内のものに限る。